

【指名選考基準】

(1) 資格登録

建設部所管分令和元年度及び令和2年度有資格者名簿に登載され、道内に主たる営業所がある業者のうち、建築士事務所登録がされている業者

(2) 営業種目・地域

(1)を満たす業者のうち、「建築設計（設備設計）」を希望し、「檜山振興局管内」を履行希望地に行している業者

(3) 履行経験

(2)を満たす業者のうち、令和元年度に道（建設部建設局）の同種・同規模以上の設備設計委託受注実績がある業者

(4) 指名候補選定

(1)から(3)を満たす業者から、建設部所管分令和元年度及び令和2年度有資格者名簿の完工高の多い順に10者を選定する。